

第2期教育振興基本計画（概要）

元神奈川県立小田原城北工業高等学校長 長田 利彦

1. はじめに

平成25年4月25日に中央教育審議会で答申され、6月14日に閣議決定された第2期教育振興基本計画（平成25～29年度）について報告する。なお、紙面の都合上、概要のみの報告となるので、詳細は文部科学省のホームページを参照していただきたい。

教育振興基本計画とは、教育基本法第17条第1項により「教育の振興に関する施策の総合かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項」について規定するものである。改正された教育基本法の理念を具体的に実施するため、10年先を見据え、5年間毎の計画を策定しており、わが国の様々な教育施策の根拠となる計画である。

中教審教育部会では、第2期教育振興基本計画を審議するにあたって、次のように述べている。

○平成18年12月、制定から約60年ぶりに教育基本法が改正され、これに基づいて、平成20年7月に政府において初めて教育振興基本計画が策定された。ここから約3年が経過した平成23年6月、文部科学大臣から、第2期教育振興基本計画の在り方について検討するよう、中央教育審議会に対して諮問があった。

○これを受け、中央教育審議会教育振興基本計画部会においては、同月13日から計23回にわたり審議を重ねてきた。その際、有識者・関

係団体のヒアリングや国民からの意見募集（パブリックコメント）を行うなど、広く各界各層の意見を募り、審議に反映させるよう努めてきた。

具体的には、まず、同年3月に発生した東日本大震災の教訓を我が国全体のものとして捉え、被災地の復興とともに、我が国全体が希望を持って、未来に向かって前進していけるようにするための方策を検討する必要があるとの観点から、関係者からヒアリングを行い、8月に「震災を受けて計画の策定上留意すべき課題」を整理した。その上で、我が国社会をめぐる諸情勢の変化を踏まえた今後の教育の基本的方向性について有識者の意見も聴取しながら検討するとともに、平成24年1月以降は具体的な成果目標や施策の在り方などについて審議を進め、同年8月には「第2期教育振興基本計画について（審議経過報告）」として審議の中間的なまとめを行った。

さらにその後も、教育投資や教育行政の在り方など、特に議論が必要と考えられる事項について審議を深めてきたが、このたび、成案を得るに至ったので、ここに答申するものである（なお、これまでの審議内容の詳細については、文部科学省のウェブページで公開されている議事録及び配布資料を参照していただきたい）。

○本審議会における問題意識等は「前文」をはじめ本論に記載したとおりであるが、審議の根底に流れ続けていたものは、何よりも我が国

が置かれた現状に対する「危機感」である。政府においては、本答申を十分に踏まえて第2期教育振興基本計画を策定し、その上で、我が国が置かれた危機的状況に正面から向き合い、これを乗り越えるため必要な各般の改革・施策に、スピード感を持って取り組んでいかれることを強く求めたい。

○また、改革・施策に取り組むためには、これまで以上に国と地方公共団体がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携・協力することが重要である。教育基本法第17条第2項では、地方公共団体において、政府の基本計画を参酌しつつ、その地域の実情に応じて、教育の振興のための施策に関する計画を策定するよう努めることが規定されている。各地方公共団体においても、教育基本法の規定の趣旨を十分踏まえ、計画の策定について適切に対応されることを期待する。

第2期教育振興基本計画では、第1部「我が国における今後の教育の全体像」第2部「今後5年間に実施すべき教育上の方策」第3部「施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項」の3部構成になっており、「自立」「協働」「創造」の3つの理念を掲げ、「社会を生き抜く力」「未来への飛躍を実現する人材の養成」「学びのセーフティネットの構築」「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」の4つの基本的方向性が示された。また、今後5年間に実施すべき教育上の方策について、8つの成果目標と30の基本施策が示された。以下その概要である。

2. 前文

○今まさに我が国に求められているもの、それは、「自立・協働・創造に向けた一人一人の主體的な学び」である。

○グローバル化の進展などにより世界全体が急速に変化する中であって、産業空洞化や生産年齢人口減少などの深刻な諸課題を抱える我が国は、極めて危機的な状況にあり、東日本大震

災の発生は、この状況を一層顕在化・加速化させる。これらの動きは、これまでの物質的な豊かさを前提にしてきた社会の在り方、人の生き方に大きな問いを投げかけている。

○これらの危機を乗り越え、持続可能な社会を実現するための一律の正解は存在しない。社会を構成する全ての者が、当事者として危機感を共有し、自ら果たすべき課題を追求し、それぞれの現場で行動することが求められる。何もしないことが最大のリスクである。幸いにして、日本には世界から評価される「人の絆」や基礎的な知識技能の平均レベルの高さなど様々な「強み」がある。これらを踏まえて、単に経済成長のみを追求するのではない、成熟社会に適合した新たな社会モデルを構築していくことが求められている。そのためには、多様性を基調とする「自立、協働、創造」の3つがキーワードとなる。

○そして、教育こそが、人々の多様な個性・能力を開花させ人生を豊かにするとともに、社会全体の今後一層の発展を実現する基盤であることは論をまたない。特に、今後も進展が予想される少子高齢化を踏まえれば、一人一人が生涯にわたって能動的に学び続け、必要とする様々な力を養い、その成果を社会に生かしていくことが可能な生涯学習社会を目指していくことが必要である。これこそが、我が国が直面する危機を回避させるものであると強調したい。

○教育行政としては、このような社会の実現に向け、何より、責任を持って教育成果の保証を図っていくことが求められる。このため、第2期計画においては、「①社会を生き抜く力の養成」、「②未来への飛躍を実現する人材の養成」、「③学びのセーフティネットの構築」、「④絆づくりと活力あるコミュニティの形成」を基本的方向性として位置付け、明確な成果目標の設定と、それを実現するための具体的かつ体系的な方策を示す。

3. 第1部 我が国における今後の教育の全体像

第2期計画期間においては、第1期計画で掲げた「10年間を通じて目指すべき姿」を達成すると同時に「自立」「協働」「創造」を基軸とした新たな社会モデルを実現するための生涯学習社会の構築を旗印として、教育の再生に向けた各般の施策を推進していく必要があると考える。

その際、少子化・高齢化が進行し生産年齢人口の大幅な減少等が予想される中で我が国が持続可能な発展を遂げていくために、社会の構成員一人一人の能力を最大限伸ばしていくこと、一層進展するグローバル化に対応した教育を展開していくこと、社会的格差の拡大を食い止めるための仕組みを構築していくこと、学びを通じて自立・協働型の社会づくり、地域づくりを推進していくことなどが求められる。

以上を踏まえ、第2期計画にあっては、各学習機会を通じた以下の4つの横断的視点で教育の在り方を捉え、必要な方策を整理することとした。

なお、その推進に当たっては、特に、教育における多様性の尊重、生涯学習社会の実現に向けた「縦」の接続、各セクターの役割分担を踏まえた「横」の連携・協働、教育現場の活性化に向けた国・地方の連携・協働という視点に特に留意していくことが重要である。

『社会を生き抜く力の養成』

社会が激しく変化の中で自立と協働を図るための能動的・主体的な力である第1「社会を生き抜く力」を誰もが身に付けられるようにする。

『未来への飛躍を実現する人材の養成』

あわせて特に、変化や新たな価値を主導・創造しイノベーションを実現する人材、グローバル社会において各分野を牽引できるような人材、すなわち第2「未来への飛躍を実現する人材」を養成する。

『学びのセーフティネットの構築』

一方、厳しい経済情勢において社会的格差等の問題が指摘される現在、上記2点を達成するための基礎的な条件として、安全・安心で充実した教育機会にアクセスできるようにすること、すなわち社会参画・自立に向けた第3「学びのセーフティネット」を構築する。

『絆づくりと活力あるコミュニティの形成』

以上の取組をより実効的に進めるためには、個々人の取組に委ねるのではなく、社会全体の協働関係において推進していくこと、いわゆる社会関係資本を充実することが重要である。このため、社会のつながりの希薄化などが指摘される中であって、学校教育内外の多様な環境から学び、相互に支え合い、そして様々な課題の解決や新たな価値の創出を促す第4「絆づくりと活力あるコミュニティ」の形成を図る。

4. 第2部 今後5年間に実施すべき教育上の方策

(1) 4つのビジョン（基本的方向性）

- ①社会を生き抜く力の養成
- ②未来社会への飛躍を実現する人材の養成
- ③学びのセーフティネットの構築
- ④絆づくりと活力あるコミュニティの形成

(2) 8つのミッション（成果目標）

①生きる力の確実な育成

生涯にわたる学習の基礎となる「自ら学び、考え、行動する力」などを確実に育てる。

②課題探究能力の習得

どんな環境でも「答えのない問題」に最善解を導く力を養う。

③自立・協働・創造に向けた力の修得

社会を生き抜くための力を生涯を通じて身につけられるようにする。

④社会的・職業的自立に向けた力の育成

進路への意識向上や雇用状況（就職率、早期離職率等）の改善に向けた取組の増加（インターンシップ等の実施状況の改善、大学等へ

の社会人入学者の倍増)など。

- ⑤新たな価値を創造する人材, グローバルな人材等の養成
- ⑥意欲ある全ての者への学習機会の確保
- ⑦安全・安心な教育研究環境の確保
- ⑧互助・共助による活力あるコミュニティの形成
- (3) 30のアクション(基本施策)
 - ◆確かな学力を身に付けるための教育内容・方法の充実
 - ◆豊かな心の育成
 - ◆健やかな体の育成
 - ◆教員の資質能力の総合的な向上
 - ◆幼児教育の充実
 - ◆特別なニーズに対応した教育の推進
 - ◆各学校段階における継続的な検証改善サイクルの確立
 - ◆学生の主体的な学びの確立に向けた大学教育の質的転換
 - ◆大学等の質の保証
 - ◆子どもの成長に応じた柔軟な教育システム等の構築
 - ◆現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進
 - ◆学習の質の保証と学習成果の評価・活用の推進
 - ◆キャリア教育の充実, 職業教育の充実, 社会への接続支援, 産学官連携による中核的専門人材, 高度職業人の育成の充実・強化
 - ◆優れた才能や個性を伸ばす多様で高度な学習機会等の提供
 - ◆大学院の機能強化等による卓越した教育研究拠点の形成, 大学等の研究力強化の促進
 - ◆外国語教育, 双方向の留学生交流・国際交流, 大学等の国際化など, グローバル人材育成に向けた取組の強化
 - ◆教育費負担の軽減に向けた経済的支援
 - ◆学習や社会生活に困難を有する者への学習機

会の提供など教育支援

- ◆教育研究環境の整備や安全に関する教育の充実など学校における児童生徒等の安全の確保
- ◆絆づくりと活力あるコミュニティの形成に向けた学習環境・協働体制の整備推進
- ◆地域社会の中核となる高等教育機関(COC構想)の推進
- ◆豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実
- ◆現場重視の学校運営・地方教育行政の改革
- ◆きめ細かで質の高い教育に対応するための教職員等の指導體制の整備
- ◆良好で質の高い学びを実現する教育環境の整備
- ◆大学におけるガバナンス機能の強化
- ◆大学等の個性・特色の明確化とそれに基づく機能の強化(機能別分化)の推進
- ◆大学等の財政基盤の確立と個性・特色に応じた施設整備
- ◆私立学校の振興
- ◆社会教育推進体制の強化

5. 第3部 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

○的確な情報の発信と国民の意見等の把握・反映

○進捗状況の点検及び計画の見直し

6. おわりに

第2期基本計画では, 目標の達成状況を具体的に検証するための指標を盛り込み, 計画の検証サイクルを前回以上に高める考えである。また, 今後の教育投資の方向性については, OECD諸国などの状況を参考にしつつ, 家計の教育費負担軽減などを考慮し, 必要な予算について財源を確保していくという。

この計画を達成するためには, 前文で述べられていた「教育こそが, 人々の多様な個性・能力を開花させ, 人生を豊かにするとともに, 社会全体の今後一層の発展を実現する基盤である」を改めて認識すべきであると感じた。